

北秋田市新商品等開発支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北秋田市新商品等開発支援事業（以下「本事業」という。）の実施について、北秋田市補助金交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、北秋田市の地域資源を活かし魅力ある商品の開発及び改良に取り組む者に対し、その経費の一部助成することにより、新たな商品による本市の魅力発信と地域事業者の発展による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(認定対象事業)

第3条 本事業において、補助対象事業として認定する事業（以下「認定対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 北秋田市ふるさと大使や伊勢堂岱遺跡、マタギ文化を活用した商品の開発及び改良
- (2) 北秋田市で生産される農林水産資源等を活用した商品の開発及び改良
- (3) その他市長が認めるもの

(補助対象経費)

第4条 この補助金の補助対象経費は、前条に規定する認定対象事業による商品の開発及び改良に要する経費で、次の各号に掲げるものとする。ただし、他事業の補助対象となっている経費は除くものとする。

- (1) 商品試作のための開発費及び材料費
- (2) 包装デザイン等の作成（印刷製本費、消耗品費などの事務費）
- (3) 商品製作の外注費及び委託費等
- (4) 外部専門家への謝礼及び旅費
- (5) その他市長が認める経費

2 前項2号による場合、1年間の販売見込分の製作経費を対象とすることができる。ただし、事務費は除く。

(申請資格)

第5条 補助金交付対象となる者（以下「申請者」という。）は、市内に住所又は、事業所を有するものとする。ただし、市税の滞納がない者に限る。

2 申請事業により開発及び改良が行われる商品について、同一企画の商品の再生産及び継続販売が可能であること。

(補助率及び上限額)

第6条 補助金額は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1号による事業の場合

対象経費の3分の2 上限50万円

(2) 第3条第2号及び第3号による事業の場合

対象経費の2分の1 上限50万円

2 補助金の交付額は、次条に規定する審査会において決定する。

(申請及び審査)

第7条 補助金の交付を受けようとする申請者は、北秋田市新商品等開発支援事業認定申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）及び事業収支予算書（様式第3号）を添えて、事業の認定について市長に申請するものとする。

2 市長は、特産品推奨認定委員を招集し、申請者によるプレゼンテーション審査会を開催したうえで、認定対象事業への認定及び補助金の交付の可否を決定する。

(認定期間)

第8条 事業実施の認定期間は、事業認定日から当該年度の3月31日までとする。

(帳簿等の管理)

第9条 補助金の交付を受けた申請者は、補助事業に係る帳簿その他の書類を、事業完了の日の属する会計年度の末日の翌日から起算して5年間保存するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。